

アニマルポリス戦略会議 2

虐待犯人をやっつけるのに物証は必要ない

虐待事件が起きてても、証拠がないと刑事告発はできません。その為、証拠集めに躍起になって、虐待される様子を撮影する有志がいます。これは、虐待されるのを待つという本末転倒な判断ではありませんか。

「証拠を撮影したよ！」と喜ぶ有志。かたや、証拠撮影の為に救出してもらえなかった動物。動物を救う為に活動しているはずなのに、証拠集めに傾斜すると、被害動物を救出せず犯人へ差し出すことになる。動物は犯人告発よりも、助けを求めているはず。

証拠収集をしたからといって、捜査機関が事件として受理してくれるとは限りません。警官は証拠がないと受理できないと言う。だからといって証拠があれば必ず受理するというではありません。仮に受理され、起訴されて有罪判決を受けたところで執行猶予がつくはず。

冷静に動物の立場から考えてみませんか。

証拠撮影に躍起になるということは、犯人へ動物を差し出すことになります。現場に携わっている人なら、物証がなくても犯人の見当はつくでしょう。それだけで十分に犯人を追い詰められます。刑事告訴よりも社会的制裁を加える方法があるのです。

- 1、被害動物を見つけたら、まずは救出・保護を。
- 2、その後に犯人への圧力と、不特定多数者への犯罪抑止を。
以下のようなビラのポスティングを（多ければ多いほど良い）

この周辺に動物虐待犯人が
何食わぬ顔をして住んでいます
犯人は自首すれば罪が軽くなります

このビラを名誉毀損だとか、
精神的苦痛を受けたと騒ぐ人間がいたら、
その人物こそが、犯人の可能性あります。

当ネットワークは福島県警と情報を
共有しております

アニマルポリス
〒960-8066 福島市矢剣町11-3
星野節子 024-563-7650 (tel fax)